

香川県農業試験場府中果樹研究所庁舎機械警備業務仕様書

1 目的

警備業法（昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号）、警備業法施行細則（平成 12 年 3 月 31 日香川県公安委員会規則第 12 号）、建築保全業務共通仕様書令和 5 年版（国土交通省）第 6 編警備に基づき、警備業務対象物件における火災、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって当施設の保安を確保することを目的とする。

2 警備対象

香川県坂出市府中町 36-1  
香川県農業試験場府中果樹研究所

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

なお、当業務の委託契約は、香川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該委託契約は変更又は解除する。

4 警備提供時間

- (1) 火災予防 24 時間
- (2) 盗難予防 警報装置のセット開始から解除までを原則とし、警報装置のセット及び解除は香川県農業試験場府中果樹研究所（以下「所」という。）の職員にて行う。

5 警備方式等

機械警備システム

異常感知装置、自動通報装置、火災報知器並びに警備員による対応を組み合わせた警備活動を行う。なお、機器は誤報、無感知・故障等に対し、信頼性の高いシステムであることとする。

6 警備内容・範囲

警備内容は下記のとおりとする。

- (1) 警備対象物件の異常発見、受託者の監視センター（以下「監視センター」という。）への通報及び現場に応じた緊急措置
- (2) 火災の早期発見と初期消火の対処
- (3) 機械警備システムの作動確認及び監視
- (4) 現場監視、保存等の必要措置
- (5) 基地局、警察機関、消防機関、緊急連絡先その他関係機関等への連絡・通報
- (6) 不測事態の防止と阻止
- (7) 委託者への警備実態事項の報告
- (8) その他警備委託者側の指示事項

警備範囲は、別添 1「平面図（配置図）」に示す、本館 1 階及び 2 階（詳細は別添 2 及び別添 3）、車庫（別棟）及び肥料倉庫（別棟）（詳細は別添 4）、選果場（別棟）及び廃棄物倉庫（別棟）（詳細は別添 5）とする。

## 7 警備実施要領

- (1) 監視センターは、警報受信機を常時監視し、警備物件に異常が発生したことを感知した場合、受託者の警備員を速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- (2) 監視センターは、指示後も警備対象物件の監視を怠らず、警報が多発、もしくは連続して発生し、明らかに警備対象内での異常が認められると判断した場合、警備員の到着を待たず、関係機関への通報を行うものとする。
- (3) 監視センターは、異常事態の確認の結果、必要と認めたときは、あらかじめ届け出を受けた委託者の責任者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄警察署並びに消防署に通報するものとする。
- (4) 受託者の警備員は、監視センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づく警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成するものとする。
- (5) 委託者は、警備システムの「警戒」又は「警戒解除」を選択するものとする。

## 8 機械警備仕様

- (1) 機械警備に使用する双方向データ通信は、委託者の準備する電話回線で行える機能を有するものであり、電話回線が使用中、外部からの通話受信状態の場合でも、これらの通信に影響を与えることなく、警報信号を監視センターに信号送出可能な機能を有するものであること。また、電話回線が万一切断された場合でも、監視センターにおいて認知できる機能を有するものであること。
- (2) 警備の「警戒」「解除」を行うキーは、非接触型とし、複製不可能なものであること。また、キー操作を実施した者が委託者か警備員かを監視センターで判別可能であり、かつ、キー毎の個別コードを監視センターで確認でき、どのキーで警備操作したかを特定できること。さらに、万一切キーを紛失した場合には、紛失したキーでの不正な警備「解除」の有無を監視センターで確認できること。
- (3) 主たる異常感知装置は、熱の変化で異常を感知する熱感知センサー及び窓・扉が解錠したときに異常を感知するセンサー、または異常発生時に現地の画像を監視センターへ送信する画像監視センサーとの組み合わせによるものであること。
- (4) 異常感知装置により、異常事態を感知したときは、監視センサーに送られた通信で、異常箇所を瞬時に識別できる機能を有すること。
- (5) 異常感知装置に対する不法な画策行為や犯罪行為を防止するため、異常感知装置は、正常な感知を妨げられた場合には監視センターに適時通報する機能を有するものであること。
- (6) 異常発生時には不審者、不法行為者に対し、音等の威嚇を行える機能を有していること。
- (7) 停電時には、20分程度のバックアップ機能を有することとし、バッテリーの容量については適宜チェックすること。
- (8) センサー等の設置箇所は、委託者の作成する警備計画の仕様を満たし、かつ現状を把握した合理的な設計・設定をするものとする。
- (9) その他警備・点検・管理のための必要な装置を設置するものとし、その設置及び取外しを含めるものとする。

## 9 警備計画書

受託者は、警備業務の実施にあたり、警備計画書を委託者に提出しなければならない。なお、警備計画書には警備用機器等の設置箇所を示す図面並びに機械警備業務管理者・警備体制などがわかる緊急連絡系統図を添付すること。

## 10 業務報告

受託者は毎月警備履歴の写しを月報として提出すること。また、警備対象物件の異常対処の内容については、その都度委託者に出動報告書を提出すること。

#### 11 鍵の預託

警備上必要な鍵は、委託者、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預り書及び受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、無断で複製することのないよう厳重に取り扱い保管するものとする。また、業務終了時には必ず返却するものとする。

#### 12 損害賠償

業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は対人賠償及び対物賠償の責任を負う。

#### 13 秘密の厳守等

機械設置箇所・図面等については、入札結果に係わらず、その内容等が情報漏洩しないよう、入札後も秘密の保持に努めること。また、警備に関する情報の漏洩の恐れがある場合又は情報漏洩が判明した場合は、情報漏洩防止措置協力、情報提供等に協力すること。なお、入札業者の社員・退職者による情報の漏洩が判明した場合は、委託者が被った損害の賠償責任を負う。

#### 14 警備用機器等の維持管理・保守点検

警備用機器等の正常な機能を保持するため、受託者は設置した機器の保守点検を適宜行い、異常があれば直ちに復旧しなければならない。これに要する費用は受託者の負担とする。

#### 15 協議事項

- (1) 受託者は、委託者の都合により、警備用機器類の移設又は、一時撤去及び取付けの必要が生じた場合においては、速やかにこれに応じること。この場合においては必要な経費は、委託者が負担するものとする。ただし、簡易なものについてはこの限りでない。
- (2) 契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、不要となった警備装置及びこれに付帯する設備撤去の費用は受託者の負担とする。ただし、委託者の責めに帰すべき事由により契約解除を行う場合はこの限りでない。

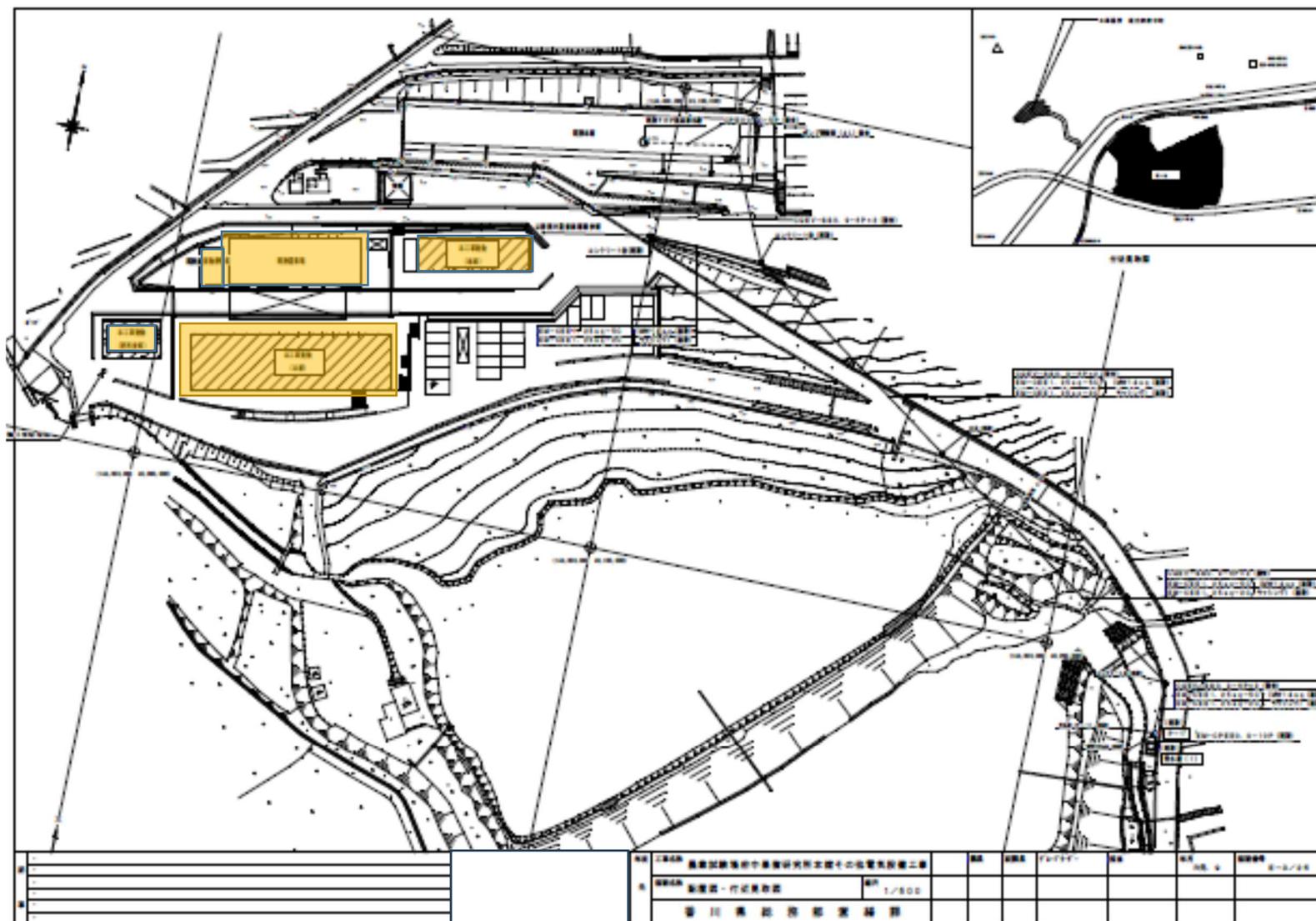
#### 16 特約事項

受託者は、本契約の期間中、機械警備業務に加えて、自動体外式除細動器（AED）（パッド、バッテリー等の付属消耗品を含む。）及びその収納具一式を委託者に貸与し、常に使用することができるようにその保守・点検を行うものとする。

#### 17 その他

警備実施上、疑義又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度委託者と受託者が協議して取り決めるものとする。

別添1 平面図（配置図）



※1

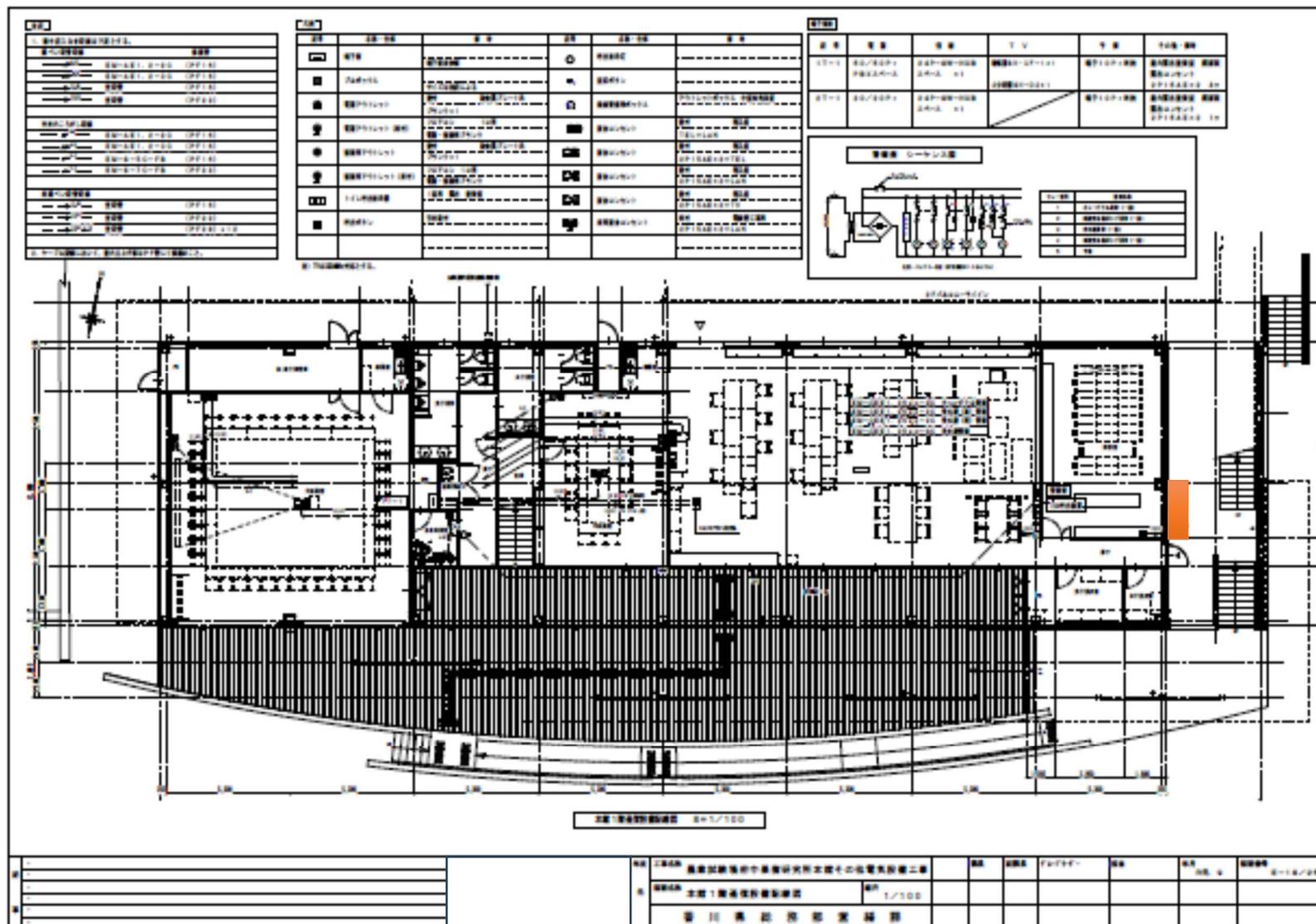


業務実施場所を示す（本館、車庫、肥料倉庫、選果場、廃棄物倉庫）

別添2 本館1階平面図

※1

セット装置  
設置予定場



別添3 本館2階平面図

